

【シンポジウム・提言】

子どものスポーツと人権

宮 島 繁 成
(弁護士)

1 はじめに

弁護士として登録して現在まで子どもの権利委員会に所属している。登録したのが日本が子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）に批准したころだったので、当時はよく条約の普及のために動き回っていた。

現在は子どものスポーツ活動に触れる機会も多いことから、「スポーツと人権」という大会テーマに臨み、子どものスポーツをする権利について、子どもの権利とスポーツをする権利の両側面から検討を加えることにした。

2 スポーツをする権利

(1) 「体育およびスポーツに関する国際憲章」

今回の大会テーマは、「体育およびスポーツに関する国際憲章」が採択されて30年になることを記念して企画されたものである。

「体育およびスポーツに関する国際憲章」は、1978年11月、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）第20回大会で全会一致で採択された。国連憲章や世界人権宣言に立脚しつつ、「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である」（1条）ことを宣言し、政府、非政府組織、教育者、家庭及び個人に対して、権利を具体化するため様々な措置をとるよう求めている。

法的拘束力を持つものではないが、体育・スポーツが「人格の全面的発達にとって不可欠」であり、「肉体的、知的、道徳的能力を発達させる」重要な価値を持つものであることを宣言し（1条1）、スポーツにアクセスする基本的権利（1条1）、子どもや高齢者、身体障害者に対

する特別の機会の提供（同条3）、十分な施設と設備の提供（5条）、
体育・スポーツにおける研究と評価の重要性（6条）、国家機関の役割
（10条9）等を定めており、スポーツに関する権利を考える指針とし
て、今なお大きな意義を有している。

ユネスコは国際連合の専門機関であり、日本も採択に関わっている以
上、積極的にこの憲章を推進すべき義務を負っていると考えられる。

(2) 表現の自由としてのスポーツ

スポーツはいろいろな機会にいろいろな目的で行われる。プロスポ
ーツ選手のように職業として行われることもあるし、学校教育の一環とし
て行われる場合もある。健康やリハビリ目的、気分転換やストレス解消
のために身体を動かす人もいるだろうし、友だちや恋人とのコミュニケ
ーションにもスポーツは欠かせない存在である。

したがって、スポーツをする権利といっても一様ではないから、一括
りすることは不可能である。職業選択の自由、営業の自由、教育を受け
る権利、社会権、生存権などさまざまな内容を含むものと考えざるえな
い。

とはいえ、こういった権利の中でも、スポーツをする権利の中核は憲
法13条の幸福追求権であると捉える見解が多い⁽¹⁾⁽²⁾。幸福追求権とは、一
人一人の人間が最大限尊重されなければならないという価値観（「個人
の尊厳」）を根拠に、人格的自律の存在として自己を主張するうえで必
要不可欠な権利・自由を包摂する主観的権利であるとされている⁽³⁾。

もっとも、幸福追求権として保障されるのは、あらゆる生活領域に関
する行為（一般的行為）の自由ではなく、個人の人格的生存に不可欠な
場合に限られる⁽⁴⁾。したがって、スポーツ活動がその人にとって生きがい
と言えるような場合に限られ、息抜きやレクリエーションとしてのスポ
ーツは保障の対象にならないと思われる。

スポーツをする権利が幸福追求権によって保障されることはそのとお
りだとしても、本稿では、これにとどまらず、表現の自由（憲法21条）
もしくはこれに近い権利だと考えたい。

表現の自由は、人の内心における精神作用を、方法の如何を問わず、

外部に公表する精神活動の自由を言い、思想・信条・意見・知識・事実・感情など個人の精神活動にかかわる一切のものを含む⁽⁵⁾。「芸術上の表現活動」も含まれる（最判昭和45年4月24日刑集24巻4号153頁）。

野球の選手は、時速140キロを越える硬球を遠くまで打ち返し、サッカーの選手は、マークの間隙をついてピンポイントでパスを通す。ボクサーは、相手のパンチを紙一重でスリップし、カウンターパンチを顔面にヒットさせる。常人にはまねのできない精神と肉体の究極の動きに感動を覚えることは、美しい音色のバイオリン演奏を鑑賞するのと何ら異ならない。フィギュアスケートや新体操になると、さらに芸術との垣根は低くなる。

スポーツは、練習から、試合中の戦略や戦術、一つ一つのプレーに至るまで、表現と自由に満ちている。プレーの瞬間、無数に存在する選択肢の中から最も適切な動作を選択し、自分の身体を最も合理的な方法で最大限に稼働させる⁽⁶⁾。スポーツは知性と肉体を究極に駆使する創造性に富んだ活動であり、音楽や絵画、演芸が憲法21条の表現にあたるなら、スポーツ選手のプレーもまったく同じはずである。

さらに、表現の自由は、表現者の年齢や巧拙にかかわらず誰もが享受する基本的権利であるから、アマチュアや学生のスポーツも———気晴らしや健康目的のスポーツは別として、また、保障の程度に差が生じることはやむをえないとしても———同様に表現活動と捉えるべきである。

以上のとおり、すべてのスポーツのすべての場面に共通する、スポーツをする権利の最も基本的な性質は精神的自由であり、その中でも表現の自由もしくはこれに近い権利であると考えたい。

スポーツを表現の自由と考えることは、子どものスポーツを考える上でも欠かせない出発点となる。

(3) スポーツをする権利の範囲

スポーツをする権利といってもスポーツのどの部分まで及ぶのか、この点について詳細に検討するものはあまりなかったと思われる⁽⁷⁾。

中心になるのは、ボールを打つ、ボールを蹴るなどの個々のプレーで

あるが、スポーツを構成するのは瞬間瞬間の身体の動きだけではない。

試合中は、攻守の方針やサインプレーの選択、ポジションの変更や相手プレイヤーのマーク、戦況の変化による攻撃方法の変更などさまざまな戦略や戦術を駆使しなければならない。野球を例にすると、打順の決定、ヒッティングや盗塁、打つ方向の判断、ボールを1塁に投げるかホームに投げるかの判断、投手の交代などの判断である。

そもそも、どのスポーツを選択するか、どのチームに所属するか、いつどんな練習をするか、どの大会に出場するかなど、種目の選択、練習や試合の準備なども考えなければならない。

スポーツをする権利は、これらのことをすべて自分で考え決定する自由を含んでいると考えられる。

この点も表現の自由と考えれば当然のことである。表現の自由は、単に表現すればいいというものではなく、何をどう表現するかを決定する自由を含んでいる。他人の命じるままに表現したところで、表現の自由を保障したことにはならないのは言うまでもない。

3 子どもの権利と子どもの権利条約

(1) 子どもの権利については、日本国憲法の人権享有主体に子どもが含まれることは異論がない。日本国憲法以外に子どもの権利について定めた規範として子どもの権利条約があるので、以下に詳しく説明する。

子どもの権利条約は、前文と本文54条からなり、子どもの生存や発達などさまざまな権利を実現・確保するために必要な具体的事項を規定している。1989年の第44回国連総会において全会一致で採択され、1990年に発効した。これほど重要な権利を謳った多数国間条約が、総会で採択されてからわずか1年以内に発効するのは異例のこととされており、この条約に関する各国の関心がいかに高いかを物語っている。日本は1994年（平成6年）に批准している。

子どもの権利条約は、一般に「児童の権利に関する条約」と呼ばれており、外務省もこの名前を使っている。原題（「Convention on the Rights of the Child」）からすれば「子ども」でも「児童」でもどちらで

もよさそうだが、日本では「児童」という用語は一般には小学生を指して使われることが多い。ところが、この条約は未成年を対象にしているので（1条）、訳としては「児童」より「子ども」の方が近いのではないかと思われる。このため、弁護士会や民間団体は「子どもの権利条約」の方を使うことが多い。

子どもの権利条約は批准されているので、当然、法的拘束力があり、法律に優先する効力を持つ。締約国には、この条約に定められた権利の実現のためにとった措置を5年ごとに報告する義務が課されており、日本もこれまで3回報告を行っている。

(2) 子どもの権利条約の特徴

従来の子ども感は、子どもは親によって保護され愛される存在であるという素朴な愛情に根ざしていた。しかし、現実には、「保護」の名目で親や大人たちによって子どもの人権が奪われる事態も少なくなかった。

このような実態を踏まえ、子どもを保護の対象であると同時に、さらに一歩進めて権利の享有主体かつ行使主体であると明言したところに画期的な意義がある。

その象徴が子どもの意見表明権であるとされている。子どもの意見は軽視されたり、参考程度にしか評価されなかったが、12条は「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」と定め（政府訳による。以下同じ）、子どもが意見を表明する権利を真正面から認めたのである。

(3) スポーツに関してはとくに3つの条項が重要である。

ア「締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する」（6条2項）。

スポーツは子どもの健全な成長・発達に欠かせないから、本条は子どもがスポーツをする機会と自由を保障するものと考えられる。

イ「児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及

び伝える自由を含む」(13条1項)

前述のとおり、スポーツは表現の一形態であるから、この条項からもスポーツをする権利が保障される。

ウ「締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める」(31条1項)。

余暇及びレクリエーションの権利と言われる。遊んだりレクリエーション活動を行うことは子どもの発達に不可欠であるという観点から定められたものであり、日本国憲法に定めのない独自の意義を有している。

(4) 親が子どものためによかれと思う気持ちは最大限尊重すべきであり、大人が子どもを守り育てる大切さは今も昔も変わらない。

しかし、子どもを権利の主人公として取り扱うこの条約の意義は今こそ強く意識する必要がある。子どものスポーツを考える上でも子どもがスポーツの主人公であるという視点が何より大事である。

4 スポーツチームにおけるスポーツ

(1) 近頃、草野球をしている子どもの姿を見かけなくなったという話をよく聞く。

昔は、どの男の子も学校が終わればグローブとバットを持って自然に校庭に集まった。人数が少なくなれば三角ベースで試合を続け、日が暮れるまで遊んでいた。

草野球を見かけなくなったのは、グラウンドの不足や公園での球技の禁止、塾通いなどさまざまな事情がある。

しかし、こういった事情のほか、子どものスポーツが少年スポーツチームに移行していることも大きな要因と考えられる。

(2) 親と子からみたスポーツチーム

スポーツチームは、子どもに正しい技能を身につかせ、集団行動やチームワークの重要性を理解させるなど、子どもにとって有益な部分も数多くあるが、子どものスポーツをする機会やスポーツの中身という視点

でとらえるなら、無視できない状況となっている。

まず、今やスポーツチームに入らなければスポーツをすることができない。

というのは、現在はスポーツチームに入っている子どもが非常に多く、スポーツをしたいと考えても、近くにスポーツする子どもがいない、このためスポーツチームに入る、そうすると、別の子どもにとっては、近くにスポーツをする子どもがいなくなる、その子もスポーツチームに入るという循環ができあがっているためである。

さらに、親の立場からすると、スポーツチームは子どもの能力開発や進路選択の道具や道筋となっている。つまり塾や有名中学と同じ存在となっており、むしろ親の方が加入を奨励しているのが実情である。草野球して遊んでいる暇があったら、スポーツチームに入ってきちんと指導を受け技術を身につけなさい、体力を伸ばしなさいというのである。

2007年のベネッセの調査によると、子どもがどんな習い事をしているかという質問に対して、小学年（男女）の場合、水泳33パーセント、武道（柔道・剣道・空手）9パーセント、サッカー8パーセント、体操7パーセント、バレー・ダンス7パーセント、野球3パーセント、その他のスポーツ10パーセントという回答であった。

合計すると77パーセントになるので、複数選択を考慮しても、大半の子どもが何らかのスポーツを行っていることになる。

子どもにスポーツをさせている親が非常に多いということはよくわかるとしても、違和感を感じるのはスポーツはいつから「習い事」になったのか、スポーツはもともと遊びではなかったのかという点である。

5 子どものスポーツの現状

(1) スポーツの機会をスポーツチームが独占し、スポーツが「習い事」になってしまったことで、子どものスポーツをめぐる状況は大きく変化している。

(2) 普通の子どもが普通にスポーツをする機会がない

スポーツは、勝敗を競うためだけにあるのではないし、運動能力が優

れた子どもだけのためにあるのでもない。

すべての子どもたちがあらゆる方法によってスポーツを楽しむ機会が保障されるべきである。

しかし、スポーツチームは大会等で勝利することを主な目的として活動しており、現実にスポーツチームに残る子どもも、運動能力が高い子、体格がよい子、負けず嫌いの子、親が熱心な子ばかりになっている。スポーツチームに入らず、あるいは入ってもやめてしまった子どもはスポーツをする機会がほとんどなくなってしまう。

もちろん、スポーツチームとしても、特別な子どもだけを選別したり、その他一般の子どもを排除しているわけではない。しかし、表舞台に立ってないまま黙々と練習だけに参加していても、スポーツの本当の楽しさを享受できるのか、本当にその子のためになるのか疑問がある。

スポーツをする権利は一部のエリートだけのものではないにもかかわらず、普通の子が普通にスポーツをする権利はどこへ行ってしまったのかということになる⁽⁸⁾。

これは、後述の貧困問題も加担して、問題をさらに深刻化させている。

(3) 子どものスポーツの変容

小学生の子どもがスポーツをする理由は、ある統計によると、4分の3は「楽しいから」、7割は「好きだから」、6割は「上手になりたいから」とのことである。

大人になると、思索を巡らせたり、絵画や読書をすることにも楽しみを覚えるようになるが、子どもは例外なく身体を動かすことが無条件に楽しいのである。

子どもがスポーツをする目的は極めてシンプルである。お金のため、名誉のため、健康のため、ダイエットのため、筋力アップのためスポーツをしているのではない。スポーツが楽しいからスポーツをしているのである。

子どもがスポーツをととても楽しいと感じるのはなぜだろうか。その瞬間、自分が自由に考え自由に身体を動かすことができるからにほかならない。現実に、子どもの日常は学校でも塾でもインプットの連続である。

スポーツは子どもたちがアウトプットできる数少ない機会の一つである。

となりのクラスと野球をやろうと計画し、自分たちで打順やポジションを決め、次は俺に投げさせろと言って投手を交代し、今日は女子が入っているからいつもと違うルールでやろうと相談する。ヒットを打つかバントするか盗塁するかも自分たちで決める。打席に立てば、相手の投げたボールを自分の能力の限り力いっぱい打ち返し、野手は自分の前に転がってきたボールを全身を使って捕らえ、どこに投げるかとつきに決めて送球する。

ミスやエラーはたくさんあるだろうが、すべてが子どもたちにとって自由な表現の連続である。

先に述べたとおり、スポーツを表現活動と捉えるならば、大人たちが練習や試合を設定し、打順やポジションを決め、プレーを逐一指示している限りは、どんなに身体を動かしていても、技能習得や能力開発としての意味はあっても、権利・自由としてのスポーツとはいえない。

いうまでもなく、「スポーツをする権利」とは単に身体を動かすことのできる権利ではない。身体を動かすだけなら運送会社のアルバイトと同じである。アルバイトの肉体労働とスポーツの違いがどこにあるかという点、スポーツは、身体の動作を主要な要素としながらも、自発的かつ創造的な精神活動を伴っている点である。

(4) 子どもの権利条約の立場から

子どもの権利条約が批准されて15年を経過した。すでに批准当時の熱気は冷め、条約の存在すら忘れた法律関係者もいるかもしれないが、再び条約の精神に立ち戻って、子どもを権利の主人公に据える立場から、子どものスポーツを見つめ直す時期に来ている。

子どものスポーツをする権利は、単にスポーツをすればいいというのではなく、子ども自身が、どんなスポーツを、だれと、いつ、どういうふうにするかを選択・判断できる権利であると構成したい。

このような観点からすると、現在の子どものスポーツ環境は危機的状況にあるといわざるをえない。

(5) 大人の指導の位置付け

子どものスポーツ活動の中で、大人の指導をどう位置付けるかも再確認しておきたい。

子どもの技能を伸ばすためには、大人の適切な指導は不可欠である。初期の段階で適切なコーチングを受けるか受けないかで、その後の技能の習熟に大きな差が出てくることはいうまでもない。

「体育およびスポーツに関する国際憲章」も、有資格者による指導を求めると同時に、指導者が訓練を受ける場を確保したり、指導者にしかるべき地位を与えることを求めている（4条）。

しかし、大人の指導はあくまで支援にとどまるべきであり、大人の指導がなければスポーツが成立しないという環境は望ましくない。少なくとも指導を受けなくともスポーツすることができるという選択肢は残しておくべきである。

すべての子どもがスポーツエリートになるわけではない。我流も下手もまたスポーツであり、スポーツを楽しんだ子どもはスポーツからたくさんのもので得られるはずである。

6 貧困問題とスポーツ格差

(1) 家計の悪化と貧困問題

スポーツチームやスポーツスクールに依存する環境は、昨今の経済格差や貧困問題によって少なからぬ影響を受けている。

日本の子どもをとりまく経済環境の悪化は様々な角度から紹介されており、統計によっても以下のような現状を見て取ることができる。

① OECD（経済開発協力機構）の貧困率

OECD（経済開発協力機構）はその報告書の中で、2000年当時の統計をもとに各国の貧困率を比較しているが、日本の貧困率は15.3パーセントであり、OECD加盟国のうち5番目の高水準であった。最も低いのはデンマークの4.3パーセント、平均は10.4パーセントである。

貧困率は、国民の所得の中央値を基準に、その半分未満の所得しかない人の割合を意味している。各国により所得の計算方法に差があり、所得金額の絶対値を比較できないという限界はあるが、それでも一つ

目安として見ると先進国の中でもかなり高い水準になっている。

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、2002年の日本の一世帯当たり年間所得の平均値は590万円、中央値は476万円なので、238万円以下の所得で暮らす割合が15パーセント以上存在することになる。

② 厚生労働省「全国母子世帯等調査」⁽⁹⁾

厚生労働省「全国母子世帯等調査」によると、母子家庭の場合、2006年の年間就労収入別世帯割合は、100万円未満が31.2パーセント、200万円未満が70.3パーセントを占めている。平均年収は171万円である。

③ 文部科学省「子どもの学習調査費調査」⁽¹⁰⁾

文部科学省「子どもの学習調査費調査」によると、2006年の調査では、公立小学校に通う小学生の場合、スポーツ・レクリエーション活動⁽¹¹⁾の費用は、0円が23.6パーセント、1万円未満が34.2パーセント、5万円未満が57.9パーセントとなっている。年収ごとに見ると、年収400万円未満の家庭の「その他の学習活動費」⁽¹²⁾は年88,000円、1000万円以上の家庭は年187,000円となっている。

スポーツにかかる費用は、用具代の他、スポーツチームであれば、ユニフォームや会費や遠征費なども必要になる。スポーツスクールとなると月会費は、5,000円程度のものもあれば中には1万円以上のものもある。

ところが、上述の厚生労働省「全国母子世帯等調査」によると、母子家庭の平均月収は14万円強であるから、この中で子どものスポーツに回せるお金は限られてくる。

また、文部科学省「子どもの学習調査費調査」によると、年収400万円未満の家庭の「その他の学習活動費」は月額7,300円であるから、この中から子どものスポーツのために費用を捻出するのも相当厳しいと推測される。

(2) 時間の余裕がない

お金の問題は多少の無理をすれば、また、とくにお金のかかるスポーツを選ばなければ何とかなるかもしれない。

お金の問題以上に深刻なのは時間と手間の問題ではないかと思われる。

ごく普通のスポーツチームでも、毎週土曜日曜には練習や試合が組ま

れている。大会に出場したり、他府県に練習試合に出かけたり、合宿に行く機会も頻繁にある。その場合には車の移動で2、3時間かかるのもざらである。

こういった活動を親たちがボランティアで順番に担当する。練習や試合のときはそばについて手伝いをし、遠方に出かけるときは運転手になって送迎し、会計や入退会などの事務作業も負担している。

となると、昼間は仕事、夜は家事をしている母子家庭や共稼ぎ家庭が、たとえ休みの日であっても、子どものスポーツのために時間とエネルギーを費やすのはかなり厳しいものと思われる。

(3) スポーツの二分化

このように、親に経済的、時間的な余裕がなければ、子どもはスポーツチームに入れず、かといってまわりにスポーツをする子どももいないから、結局は家でテレビゲームをして遊ぶほかなくなってしまう。

敢えて言うなら、現在の子どもは、スポーツチームでスポーツをするか、家でテレビゲームをするか選択肢が2つしかないのが現状である。

昔から、たとえば、水泳やフィギュアスケート、テニス等、比較のお金がかかると言われるスポーツがある。しかし、現在は、それ以外のスポーツでもお金と時間と手間がかかるようになっており、将来は、政治家のように、二世、三世アスリートが増え、トップアスリートとスポーツをしない人（トップアスリートになり損ねてスポーツが嫌いになった人やスポーツをする機会がなかった人）に二分化していくことも予想される。

今求められているのは、普通の子どもが、普通に遊びとしてスポーツを楽しむ機会である。

7 遊びとしてのスポーツの復権

東北楽天ゴールデンイーグルス監督の野村克也は、幼いころ父親を亡くし、母親一人に育てられた。母親は病弱で、生活も貧しく、新聞配達をしながら家計を支えた。高校の野球部も決して強くなかった。しかし、その後の活躍はよく知られているとおりである。

そのころはまわりには野球をする友だちがたくさんいたので、草野球で遊びながら野球の能力を自然に身につけることができたのだろうと思われる。

今、野村克也が生まれていたら、果たしてプロ野球になれたのか、ひょっとして野球をする機会すらなかったのではないかという気がしてならない。

現在、子どものスポーツは危機的状況にある。スポーツの語源は、古代フランス語の遊びから来ていることはよく知られている。今一度、子どもたちのために、遊びとしてのスポーツの復権を大人として考えてみたい。

【注】

- (1) 松元忠士『スポーツ権の法理論』法律時報53巻5号57頁
- (2) 濱野吉生『スポーツ権論』（井上洋一他編『導入対話によるスポーツ法学』）（不磨書房）31頁
- (3) 佐藤幸治『憲法（新版）』（青林書院）403頁
- (4) 芦部信喜『憲法（第四版）』（岩波書店）116頁
- (5) 佐藤幸治『憲法（新版）』（青林書院）454頁
- (6) 永井洋一『スポーツは「良い子」を育てるか』（NHK出版）130頁
- (7) 前掲松元忠士『スポーツ権の法理論』57頁
- (8) 前掲永井洋一『スポーツは「良い子」を育てるか』22頁
- (9) 別表1
- (10) 別表2
- (11) 水泳・野球・サッカー・テニス・武道・体操などのスポーツ技術を習うために支出した経費及びスポーツイベント等への参加費、スポーツ観戦に要した経費。
- (12) 塾以外の一切の費用（本代、博物館、習字等）を含んでいる。

【その他参考文献】

波多野里望『児童の権利条約』

永井憲一ほか『解説子どもの権利条約』

下村哲夫ほか『児童の権利条約』

山野良一『子どもの最貧国・日本』

浅井春夫ほか『子どもの貧困』

(別表1)

厚生労働省 平成18年度全国母子世帯等調査結果報告

〈平成17年の母子世帯の年間収入状況〉

		平成14年	平成17年	
平均世帯人員		3.36人	3.30人	
平均収入		212万円	213万円	
就労収入		162万円	171万円	
年間収入分布の代表値	第Ⅰ4分位		113万円	118万円
		就労収入	74万円	81万円
	第Ⅱ4分位(中央値)		183万円	187万円
		就労収入	133万円	140万円
	第Ⅲ4分位		276万円	270万円
		就労収入	218万円	221万円
世帯人員1人当たり平均収入金額		63万円	65万円	

(注)・平均収入とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額である。

〈母子世帯の母の年間就労収入の構成割合〉

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成15年	(100.0)	(35.1)	(36.1)	(17.0)	(6.3)	(5.5)	162万円
平成18年	1,217 (100.0)	380 (31.2)	476 (39.1)	215 (17.7)	72 (5.9)	74 (6.1)	171万円

(注)・「平均年間就労収入」とは、母本人又は父本人の平成17年の年間就労収入である。

(別表2)

文部科学省 平成18年度「子どもの学習費調査」

〈その他の学校外活動費〉

年間収入が400万円未満の世帯の場合、幼稚園では公立4万1千円、私立6万円、小学校では公立8万8千円、私立13万4千円、中学校では公立4万4千円、私立3万9千円、高等学校では公立2万2千円、私立2万7千円となっている。一方、年間収入が1,200万円以上の世帯の場合、幼稚園では公立19万円、私立17万円7千円、小学校では公立24万8千円、私立32万5千円、中学校では公立12万円、私立13万円8千円、高等学校では公立5万9千円、私立5万9千円となっている。

世帯の年間収入別、学校種別その他の学校外活動費

区 分	幼稚園		小学校		中学校		高等学校(全日制)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
400万円未満	41	60	88	134	44	39	22	27
400万円 ～599万円	59	71	112	166	51	67	40	45
600万円 ～799万円	78	115	134	203	68	89	37	44
800万円 ～999万円	91	126	156	259	61	115	43	49
1,000万円 ～1,199万円	158	155	187	268	111	124	56	69
1,200万円以上	190	177	248	325	120	138	59	59

〈スポーツ・レクリエーション活動〉

区 分	幼稚園		小学校		中学校		高等学校(全日制)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0円	46.3	34.1	23.6	21.1	58.0	52.1	74.3	69.9
～1万円未満	14.6	12.2	10.6	11.2	19.6	20.0	13.6	16.4
～5万円未満	18.2	20.5	23.7	19.0	13.2	15.0	8.6	9.0
～10万円未満	17.0	24.4	27.1	25.2	4.0	5.8	2.1	3.1
～15万円未満	3.0	6.2	9.6	11.8	1.6	3.5	0.6	0.9
～20万円未満	0.5	1.4	3.0	5.2	1.5	1.5	0.2	0.2
～25万円未満	0.0	1.0	1.3	2.5	0.4	0.6	0.2	0.1
～30万円未満	0.1	0.1	0.4	1.2	0.7	0.3	0.0	0.2
～35万円未満	-	0.0	0.2	1.1	0.2	0.6	0.1	0.1
～40万円未満	-	-	0.1	0.3	0.2	-	-	0.1
～45万円未満	0.2	-	0.0	0.2	0.1	-	0.3	-
～50万円未満	-	-	0.1	0.3	0.2	0.1	-	-
～55万円未満	-	-	0.1	0.2	0.1	-	-	0.0
～60万円未満	-	-	0.0	0.1	-	-	-	-
～65万円未満	-	-	-	0.2	-	0.1	-	-
～70万円未満	-	-	0.0	0.0	0.3	0.2	-	-
～75万円未満	-	-	-	0.1	-	-	-	-
～80万円未満	-	-	-	0.0	-	-	-	-
～85万円未満	-	-	-	-	-	-	-	-
～90万円未満	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-
90万円以上	-	-	-	0.2	-	-	0.0	-
支出者 平均額 (千円)	44	54	66	90	46	46	27	25